

中小・ベンチャー企業の知的財産戦略の推進方策（とりまとめ）（案）
についての財務省意見

推進方策（案）2 .（5）（＜水際対策の強化＞）について

- 1 今通常国会で成立した関税定率法の改正により、権利者による見本の分解検査が可能となった。また、この改正により、形態模倣品等について経済産業大臣への意見照会制度や育成者権侵害物品について農林水産大臣への意見照会制度が設けられた。
- 2 したがって、これらの制度改正と既に整備されていた特許庁長官への意見照会制度とが相俟って、費用負担が少なく、かつ迅速・適正な認定が可能となるものと考えられる。このような制度改正の効果を踏まえずに新たな技術判定等のための制度的仕組みを設けることは、迅速性や費用負担の少なさという現行制度のメリットを損なうおそれがある。
- 3 なお、今回の制度改正は、関税・外国為替等審議会関税分科会に設置された有識者によるワーキンググループが関係者からのヒアリングも行った上で取りまとめた議論の結果を踏まえたものである。このワーキンググループの座長取りまとめにおいては、税関の認定に当たり既に弁護士、特許庁等の外部専門家・技術判定機関を活用しているとした上で、「今後とも、税関においては、外部専門家・技術判定機関の一層の活用を図りつつ認定を行う必要はあるが、現行制度において迅速・適正な侵害の該否の認定が行われている以上、そのための何らかの制度を設けることは、現時点においては必要がないものと考えられる。」とされている。
- 4 さらに、平成 17 年度においては知的財産権侵害物品の認定手続等の事務に専担して従事する職員を 5 名増員、知的財産調査官を 1 官増設し、水際取締り体制を強化することとしているほか、4 月 1 日付でセンター機能を有する東京税関において弁理士 2 名を任期付職員として採用し、税関における認定能力の一層の向上を図ることとしている。

推進方策（案）2 .（5）（＜個人輸入・個人所持の禁止制度の整備＞）について

「模倣品・海賊版の個人輸入・個人所持の禁止」については、各権利法の観点から検討を行うことが必要である。なお、関税関係法令との関係では昨年度「知的財産推進計画 2004」を踏まえて検討済みであり、上記のワーキンググループの座長取りまとめにおいて「個人使用目的で偽ブランド品を輸入することが他の法令において何ら禁止されていないのであれば、そもそも輸入禁制品とすることになじまないと考えられる。」とされている。